

○国土交通省令第八十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣 太田 昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の三—第十二条の十七の五）」を 第二章の四 船舶からの有害水バ

「第二章の三 船舶からの廃棄物の

第二章の五 海洋施設及び航空機

排出の規制（第十二条の三—第十二条の十四）

ラストの排出の規制（第十二条の十四の二—第十二条の十四の十七）に、「第二章の四」

からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の十五—第十二条の十七の五）

を「第二章の六」に、「第二章の五」を「第二章の七」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第一条の八第一項第四号」を「第一条の九第一項第四号」に改める。

第五条中「第一条の八第五項」を「第一条の九第五項」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第一条の九第一項第五号ただし書」を「第一条の十第一項第五号ただし書」に改め、同条中「第七条」を「次条」に改める。

第七条中「第一条の九第一項第五号ただし書」を「第一条の十第一項第五号ただし書」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「第一条の九第一項第六号」を「第一条の十第一項第六号」に改める。

第八条の二中「第一条の九第二項」を「第一条の十第二項」に改める。

第八条の三中「第一条の九第二項ただし書」を「第一条の十第二項ただし書」に、「した上」の下に「、ポンプを使用することなく」を加え、「船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあ

つては、ポンプを使用することなく排出しなければならない」を「次の各号のいずれかに該当する場合においては、ポンプを使用して排出することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 船舶が港又は沿岸の係留施設にある場合

二 第十二条の十四の三第二項第一号の表第一号下欄イに規定する方法によりポンプを使用する

場合

第八条の十四中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「した上、」の下に「ポンプを使用することなく」を加え、「船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあつては、ポンプを使用することなく排出しなければならない」を「第八条の三各号のいずれかに該当する場合においては、ポンプを使用して排出することができる」に改める。

第十一条の三第一項の表十四の項中「第一条の九第二項」を「第一条の十第二項」に改める。

第二章の三の章名を次のように改める。

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制

第十二条の十八第一号イ中「第一条の八第一項」を「第一条の九第一項」に改め、同号ロ中「第一条の九第一項」を「第一条の十第一項」に改め、同条第二号イ中「第一条の十一第一項」を「第一条の十二第一項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 有害水バラスト

イ 令第九条に規定する基準

ロ 技術基準省令第三十五条第三項第二号（同号口を除く。）に規定する事項

第二章の五を第二章の七とし、第二章の四を第二章の六とする。

第十二条の十四の次に次の一章を加える。

第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制

（令第九条の表第一号下欄イの国土交通省令で定める要件）

第十二条の十四の二 令第九条の表第一号下欄イの国土交通省令で定める要件は、公海において水バラストの積込みを行つた後できる限り速やかに行う有害水バラストの排出であつて、当該積込みの際に積み込んだ水バラストの量とおおむね同じ量を排出するものととする。

（令第九条の表第一号下欄ロの国土交通省令で定める船舶及び措置）

第十二条の十四の三 令第九条の表第一号下欄ロの国土交通省令で定める船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。

一 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶であつて全長が五十メートル未満であり、かつ、水バラストタンク（船舶に設置されたタンクであつて、水バラストの積載のためのものをいう。以下同じ。）の容量が八立方メートル

以下のもの

二 公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる一時的な船体の傾斜及びトリムの制御のために水バラストの積込み及び排出を行うもの（次号に掲げるものを除く。）

三 公用に供する潜水船

2 前項第一号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一 特定水バラスト交換（次のイ又はロに掲げる水域において、当該船舶に積まれていてる水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。以下この項において同じ。）を行うための有害水バラストの排出 次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすための措置
イ 全ての国の領海の基線（令第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。以下この号の表第一号下欄ロにおいて同じ。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

ロ イに掲げる水域以外の水域のうち次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) その周辺にイに掲げる水域が存在しない水域であつて、水域環境の保全の見地から有害

となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国の領海等（内水、領海又は排他的經濟水域をいう。以下同じ。）において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

(2) 船舶バラスト水規制管理条例締約国の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条例締約国（政府）が指定する水域

特定水バラスト交換を行う水域	要件
一 イ ー イ に 掲 げ る 水 域	次に掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラストの排出であること。
(3) (2) (1)	(1) 水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パー ント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法 (2) 水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法 (1) 又は(2)に類するものとして国土交通大臣が認める方法

二 口に掲げる水 域	二 口に掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。
	<p>イ 前号下欄イに規定する方法により行う特定水バラスト交換のための 有害水バラストの排出であること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件 に適合する有害水バラストの排出であること。</p> <p>(1) 日本国の領海等において行われる有害水バラストの排出　日本国 の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、 当該領海等において有害水バラストの排出を行うことがやむを得な いものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有 害水バラストの排出であること。</p> <p>(2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有 害水バラストの排出　当該船舶バラスト水規制管理条約締約国政 府が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。</p>

排出 次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行つた水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすための措置

特定水バラスト交換を行つた水域	要件
一 第一号イに掲げる水域	第一号の表第一号下欄イに規定する方法により行う特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出であること。
二 第一号ロに掲げる水域	<p>次に掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。</p> <p>イ 第一号の表第一号下欄イに規定する方法により行う特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出であること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。</p> <p>(1) 日本国の領海等において行われる有害水バラストの排出 日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラストの排出を行うことがやむを得な</p>

いものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有

害水バラストの排出であること。

(2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラストの排出 当該船舶バラスト水規制管理条約締約国政府が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

3 第一項第二号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、当該船舶が緊急用務の遂行上一時的に一の国の領海等（一の国が日本国である場合においては、公海を含む。次項において同じ。）において水バラストの積込みを行つた場合において、当該緊急用務を終えた後遅滞なく当該一の国の領海等において水バラストタンク内の水バラストをできる限り排出しておくこととする。

4 第一項第三号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、一の国の領海等において積み込まれた水バラストを当該一の国の領海等においてできる限り排出しておくこととする。

（令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件）

第十二条の十四の四 令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうちの一の港の区域（当該一の港の区域が別の港の区域に接する場合においては、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）一の港の区域内において行われる有害水バラストの排出であること。

二 特定区域以外の海域 積込みの場所から一万メートルの区域（特定区域を除く。）内において行われる有害水バラストの排出であること。

（令第九条の表第二号下欄口の国土交通省令で定める事項）

第十二条の十四の五 令第九条の表第二号下欄口の国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の国土交通大臣が指定する事項とする。

（令第九条の二の国土交通省令で定める事項）

第十二条の十四の六 令第九条の二の国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の事項とする。

(有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの有害水バラストの排出の承認の申請等)

第十二条の十四の七 法第十七条第二項第五号の承認（以下「排出承認」という。）を受けて、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から有害水バラストを排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書は、第一号の九の二様式によるものとする。

3 国土交通大臣は、排出承認のため必要があると認める場合は、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする有害水バラストの排出のうち、法第十七条の二第四項に規定する方法により処理を行つた有害水バラストの排出について排出承認をしようとするときは、当該有害水バラストが排出されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならぬ。ただし、同項（法第十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴く場合は、この限りでない。

(承認証の交付)

第十二条の十四の八 国土交通大臣は、排出承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の九の三様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第十二条の十四の九 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならぬ。

(承認証の再交付)

第十二条の十四の十 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、国土交通大臣に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の九の四様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十四の八第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十四の八第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十四の十一 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 排出承認を受けた有害水バラストの排出に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。
(有害水バラスト処理設備を設置すべき船舶)

第十二条の十四の十二 法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

- 一 水バラストを積載する構造を有しない船舶
- 二 全ての水バラストタンクが恒久的に閉鎖されている船舶
- 三 積載された有害水バラストを水域に排出しない船舶
- 四 有害水バラスト以外の水バラストのみを積載する船舶
- 五 法第十七条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当する有害水バラストの排出のみを行ふ船舶

(有害水バラスト汚染防止管理者を選任すべき船舶)

第十二条の十四の十三 法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

一 前条第一号に掲げる船舶

二 船舶バラスト水規制管理条約締約国のうちの一の国の領海等又は公海のみを航行する船舶であつて、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の法令に従つて有害水バラストの排出を行うもの

(有害水バラスト汚染防止管理者の要件)

第十二条の十四の十四 有害水バラスト汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者でなければならない。

(水バラスト記録簿を備え付けるべき船舶)

第十二条の十四の十五 法第十七条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、第十二条の十四の十三に規定する船舶とする。

(水バラスト記録簿)

第十二条の十四の十六 法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱い

に関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

有害水バラストの排出		その他水バラストの取扱いに関する作業	
		事項	
一 船舶への水バラストの積込み（第五号に掲げるものを除く。）	1 積込みの日時	1 積込みの日時	
二 船舶における水バラストの循環又は処理	2 循環又は処理の日時	2 積込みを行つた港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）及び水深（港外の場合に限る。）	
3 ラストの循環又は処理	3 循環し、又は処理した水バラストの概量	3 積み込んだ水バラストの概量	
4 作業を行つた船舶職員の署名	4 作業を行つた船舶職員の署名		

三 水域への水バラス
トの排出（第五号に
掲げるものを除く。）

1 排出の日時

2 排出を行つた港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）
3 排出した水バラストの概量及び残留量
4 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかど
うかの別

5 作業を行つた船舶職員の署名

四 受入施設への水バ
ラストの処分

1 積込み及び処分の日時
2 積込みを行つた港の名称又は施設の位置
3 処分を行つた港の名称又は受入施設の名称及び位置
4 積み込み、又は処分した水バラストの概量
5 処分の状況及び理由
6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかど
うかの別

7 作業を行つた船舶職員の署名

五 事故その他の理由
による例外的な船舶

1 積込み又は排出の日時
2 積込み又は排出を行つた港の名称又は船舶の位置

への水バラストの積み込み、又は排出した水バラストの概量

込み又は水域への排

出

3

積み込み、又は排出した水バラストの概量

4

積込み及び排出の状況及び理由

5

排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別

うかの別

6

作業を行つた船舶職員の署名

2

前項の規定によるほか、有害水バラスト処理設備に故障その他の異常が発生した場合は、当該異常が発生した時刻及び原因並びに作動可能な状態になつた時刻を水バラスト記録簿に記載しなければならない。

3

前二項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4

法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第四号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

(湖沼等における準用等)

第十二条の十四の十七 第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件について、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舟類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは

「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の四中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）」とあるのは「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及び次条において同じ。）」と、同条第二号中「有害水バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置は、特定水バラスト交換（第十二条の十四の三第二項第一号イ又はロに掲げる水域において、当該船舟類に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。第一号において同じ。）を行うための有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下の項において同じ。）については、次に掲げる要件を満たすための措置とする。

一次のイからハまでのいずれかに掲げる方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ 水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法

ロ 水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法

ハ イ又はロに類するものとして国土交通大臣が認める方法
二 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ 日本国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出　日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト湖沼等排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

ロ 船舶バラスト水規制管理条例締約国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出　当該船舶バラスト水規制管理条例締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

3 第十二条の十四の三第二項（第一号を除く。）の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置につ

いて、第十二条の十四の三第三項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第二号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第四項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第三号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の六の規定は令第九条の五において準用する令第九条の二の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第二項第二号中「特定水バラスト交換を行つた後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出」とあるのは「特定水バラスト交換（第十二条の十四の十七第二項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この号において同じ。）を行つた後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この号及び第十二条の十四の六において同じ。）」と、同号の表第一号中「第一号イ」とあるのは「第十二条の十四の三第二項第一号イ」と、同表第一号及び第二号中「第一号の表第一号下欄イ」とあるのは「第十二条の十四の十七第二項第一号」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同表第二号中「第一号ロ」とあるのは「第十二条の十四の三第二項第一号ロ」と、同条第三項及び第四項中「排出し」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とし」と、第十二条の十四の六中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、「する船舶」とあるのは「する湖沼等において

航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

第十二条の十四の七から第十二条の十四の十一までの規定は法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第五号の承認について、第十二条の十四の十二の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十三の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十四の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の三第一項の有害水バラスト汚染防止管理者について、第十二条の十四の十五の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の四第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十六の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の四第二項の有害水バラスト湖沼等排出その他の水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるもの及び同項の水バラスト記録簿への記載について準用する。この場合において、第十二条の十四の七の見出し、同条第三項及び第四項、第十二条の十四の十一第一号、第十二条の十四の十二第五号並びに第十二条の十四の十三第二号中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、第十二条の十四の七（見出しを含む。）中「海洋」とあるのは「湖沼等」と、同条の見出し及び同条第一項並びに第十二条の十四の九中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供

する船舟類」と、第十二条の十四の七第一項中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下同じ。）」と、「排出しよう」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とそう」と、同条第四項中「法第十七条の二第四項」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条の二第四項」と、「排出される」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とされる」と、第十二条の十四の十第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の十四の十一中「第十二条の十四の八第一項」とあるのは「第十二条の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の八第一項」と、第十二条の十四の十二第三号中「排出しない」とあるのは「流し、又は落とさない」と、同条第五号中「法第十七条第二項第二号」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号」と、第十二条の十四の十五中「第十二条の十四の十三」とあるのは「第十二条の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の十三」と、第十二条の十四の十六第一項の表第三号中「の排出」とあるのは「を流し、又は落とすこと」と、同表第三号及び第五号中「排出の」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「排出を」とあるのは「流し、又は落とすことを」と、「排出した」とあるのは「流し、又は落とした」と、「排出が」とあるのは「流し、又は落とすことが」と、同表第五号中「の排出」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、様式第一号の九の二、様式第一号の九の三及び様式第一号の九の四中「使用船舶」とあるのは「使用船舟類」と読み替えるもの

とする。

第十二条の十四の十七の次に次の章名を付する。

第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

第十二条の十五中「第一号の九の二様式」を「第一号の九の六様式」に、「第一号の九の三様式」を「第一号の九の七様式」に改める。

第十二条の十六第一項中「第一号の九の四様式」を「第一号の九の八様式」に改める。

第三十三条の六第一号中「（昭和二十三年法律第百七十四号）」を削る。

第三十九条第二項中「第四十八条第九項」を「第四十八条第十一項」に改める。

第四十一条第二項の表二の項中「第四十八条第一項及び第五項」を「第四十八条第二項及び第七項」に改め、同条第三項の表二の項中「第四十八条第一項及び第五項」を「第四十八条第二項及び第七項」に改め、同表三の項中「第四十八条第四項及び第七項」を「第四十八条第五項及び第九項

」に改め、同表中六の項を七の項とし、同表五の項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「第四十八条第七項」を「第四十八条第九項」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

る権限

又は事業所の所在地（以下この号及び第五項において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

第四十一条第五項中「第一号」を「第一号及び第四号」に、「第四号及び第六号」を「第五号及び第七号」に改め、「船舶の所在地」の下に「又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」を加え、同条第六項の表八の項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に改め、同表九の項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改める。

第一号の九の四様式を第一号の九の八様式とし、第一号の九の三様式を第一号の九の七様式とし、第一号の九の二様式を第一号の九の六様式とし、第一号の九様式の次に次の四様式を加える。

第1号の9の2様式（第12条の14の7関係）

排出承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の14の7第1項の規定により、
次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的				
使 用 概 要 船	船 名		船舶所有者	
	船舶番号		用 途	
	船籍港又 は定係港		総トン数	
有害水バラスト処理設備の名称及び型式				
試験、研究又は調査の計画期間				
試験、研究又は調査の方法				
備 考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第1号の9の3様式（第12条の14の8関係）

排出承認証		承認番号	
		承認年月日	年 月 日
承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
試験、研究又は調査の目的			
使 用 概 要 船	船名		船舶所有者
	船舶番号		用 途
	船籍港又は定係港		総トン数
有害水バラスト処理設備の名称及び型式			
試験、研究又は調査の計画期間			
試験、研究又は調査の方法			
条 件			
有 効 期 間		年 月 日まで	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の14の8第1項の規定により 交付する。 年 月 日			
国 土 交 通 大 臣 印			

第1号の9の4様式（第12条の14の10関係）

承認書再交付申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の14の10第1項の規定により、
次のとおり申請します。

使の 用概 要 船 舶	船名	船舶所有者	
	船舶番号	用途	
	船籍港又 は定係港	総トン数	
再交付を受けようとする理由			
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番どすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第1号の9の5様式（第12条の14の16関係）

(一)

水バラスト記録簿
BALLAST WATER RECORD BOOK

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE CONTROL AND
MANAGEMENT OF SHIPS' BALLAST WATER AND SEDIMENTS

期 Period	間 from _____	から to _____	まで
船 Name of Ship	_____		
IMO number	_____		
総 ト Gross tonnage	ン 数 国	_____	
Flag	_____		
水バラスト容積（立方メートル） Total Ballast Water capacity(in cubic meters)	_____		

この船舶は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備えている。

This ship is provided with a Ballast Water Management plan.

この船舶はA-4規則に従い免除されている。

This ship is exempt in accordance with regulation A-4.

水バラストタンクを示す船舶の図面

Diagram of ship indicating ballast tanks:

(二)

水バラスト作業の記録
RECORD OF BALLAST WATER OPERATIONS

船名
Name of Ship

船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters

日 Date	項目 Item (番号) (number)	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 Record of operations/signature of officers in charge

船長の署名

Signature of Master

(三)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行つた場合に、その日付並びに当該作業の内容を表す番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
- 2 國際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

記録すべき作業の内容及びその番号

番 号	作 業 の 内 容
3.1	船舶への水バラストの積込み 積込みの日時、港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）及び水深（港外の場合に限る。）
3.1.1	積み込んだ水バラストの概量（立方メートルによる。）
3.1.2	作業を行つた船舶職員の署名
3.1.3	
3.2	船舶における水バラストの循環又は処理 循環又は処理の日時
3.2.1	循環し、又は処理した水バラストの概量（立方メートルによる。）
3.2.2	循環又は処理が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうか。
3.2.3	
3.2.4	作業を行つた船舶職員の署名
3.3	水域への水バラストの排出 排出の日時及び港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）
3.3.1	排出した水バラストの概量及び残留量（立方メートルによる。）
3.3.2	排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうか。
3.3.3	
3.3.4	作業を行つた船舶職員の署名
3.4	受入施設への水バラストの処分 積込みの日時及び位置
3.4.1	処分の日時及び位置
3.4.2	港の名称又は受入施設の名称
3.4.3	処分し、又は積み込んだ水バラストの概量（立方メートルによる。）
3.4.4	処分が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうか。
3.4.5	
3.4.6	作業を行つた船舶職員の署名
3.5	事故その他の理由による例外的な水バラストの積込み又は水域への排出 積込み又は排出の日時
3.5.1	積込み又は排出時における港の名称又は船舶の位置
3.5.2	排出した水バラストの概量（立方メートルによる。）
3.5.3	積込み及び排出の状況及び理由
3.5.4	積込み又は排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうか。
3.5.5	
3.5.6	作業を行つた船舶職員の署名
3.6	追加的な作業手順

第七号様式五中「七」を「八」に、「第十九条の四十六第三項」を「第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項」に改める。

第七号の二様式表中「第5項、第7項及び第8項」を「第6項、第7項、第9項及び第10項」に

「第四十八条

6 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において改め、同様式裏中「第四十八条」を 職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査又は関係者に質問させることができる。

、その

その他 に、「5」を「7」に、「7」を「9」に、「船舶発生廃棄物記録簿」を「船舶発生廃棄
物記録簿」に改め、

物記録簿、有害水バラスト汚染防止措置手引書、水バラスト記録簿」に、「8」を「10」に、「9」を「11」に、「第五項」を「第六項」に、「10」を「12」に、「第八項」を「第十項」に、「十七」を「十九」に、「若しくは第七項」を「、第八項若しくは第九項」に改める。

」

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 ふん尿等排出防止設備（第三十六条—第四十条）」を「第九章の二 有害水バ

防止設備（第三十六条—第四十条）

に改める。

ラスト処理設備（第四十条の二）

第三十五条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 法第十七条の三第四項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。
- 二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 船舶及び当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に関する事項

- ロ 有害水バラスト汚染防止管理者の氏名又は職名
- ハ 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止

するためによるべき措置に関する事項

二　日本国又は船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府と有害水バラストの不適正な排出の防止について調整するための手続に関する事項

4 前項の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条の三第四項において準用する法第

七条の二第二項の国土交通省令で定める有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技術上の基準について準用する。この場合において、第一号及び第二号イ中「船舶の」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類の」と、同号イ中「船舶及び」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類及び」と、同号ハ及びニ中「有害水バラストの不適正な排出」とあるのは「不適正な有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

第四十条の次に次の二章を加える。

第九章の二 有害水バラスト処理設備

(有害水バラスト処理設備)

第四十条の二 法第十七条の二第二項第一号の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 船舶内の有害水バラストの処理のための十分な能力を有するものであること。

二 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものであること。

三 船舶の航行中における動搖、振動等によりその性能に支障を生じないものであること。

四 作動を自動的に制御するものであること。

五 作動状態を記録することができ、かつ、当該記録に係る日時が明らかになる記録装置を備えていること。

六 故障その他の異常が生じた場合において、可視可聴の警報を発するものであること。

2 法第十七条の二第五項の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一点検及び整備が容易にできる場所に設置されていること。

二 当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に係る措置が講じられていること。

3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

4 第一項の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第一号の国土交通省令

で定める有害水バласт処理設備の技術上の基準について、第二項の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第五項の国土交通省令で定める有害水バласт処理設備の設置に関する技術上の基準について準用する。この場合において、第一項第一号及び第三号中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と、第二項第二号中「船舶の船舶内」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類の船舟類内」と読み替えるものとする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する

規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認（第一条の二—第一条の十一）」
を
「第一章の二 有害水バласт処理設備の型式指定等（第一条の二—第一条の二の十八）」

「第一章の三 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認（第一条の二の十九—第一条の十一）」
に、「第一章の三」を「第一章の四」に、「第一章の四」を「第一章の五」に、「第一章の五」を
「第一章の六」に、「第一章の六」を「第一章の七」に改める。

第一章の六を第一章の七とし、第一章の五を第一章の六とし、第一章の四を第一章の五とする。

第一条の十二中「第一号の三様式」を「第一号の三の六様式」に改める。

第一章の三を第一章の四とする。

第一条の二を第一条の二の十九とする。

第一条の五第二項中「第一号様式」を「第一号の三様式」に改める。

第一条の五の二第二項中「第一号の二様式」を「第一号の三の二様式」に改める。

第一条の五の四第二項中「第一号の二の二様式」を「第一号の三の三様式」に改める。

第一条の八第一項中「第一号の二の三様式」を「第一号の三の四様式」に改める。

第一条の九中「第一号の二の四様式」を「第一号の三の五様式」に改める。

第一章の二を第一章の三とする。

第一条の次に次の二章を加える。

第一章の二 有害水バласт処理設備の型式指定等

(設備確認の申請)

第一条の二 法第十七条の二第二項第一号の確認（同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。以下「設備確認」という。）の申請は、設備確認申請書を国土交通大臣に提出して行わなければならない。

2 前項の設備確認申請書は、第一号様式によるものとする。

3 設備確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書

二 当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していることを説明する書類

4 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか設備確認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（設備確認試験）

第一条の二の二 設備確認の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う設備確認試験を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第三項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前項の設備確認試験の全部又は一部を免除することができる。

（設備確認書の交付）

第一条の二の三 国土交通大臣は、設備確認をしたときは、設備確認書を交付する。

2 前項の設備確認書は、第一号の二様式によるものとする。

(有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難な事由)

第一条の二の四 法第十七条の二第二項第二号の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

一 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備が設置された船舶から当該有害水バラスト処理設備を取り外して型式指定（法第十七条の七第一項の規定による型式についての指定をいう。以下同じ。）を受けることが困難なとき。

二 前号に掲げるもののほか、有害水バラスト処理設備が船舶に設置される前に有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難であると国土交通大臣が認めたとき。

（設備確認の準用）

第一条の二の五 第一条の二から第一条の二までの規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第一号の確認（法第十七条の六において準用する法第十七条の二第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。）について、前条の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第二号の国土交通省令で定める困難な事由について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

（型式指定）

第一条の二の六 型式指定は、有害水バラスト処理設備の型式ごとに行う。

(有害水バラスト処理設備製造者等)

第一条の二の七 法第十七条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備であつて船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。次号、第二条第四項、第五項及び第七項、

第三条第一項、第六条第一項第二号及び第二項第一号、第十四条第二項、第十五条第三項第三号、第十六条第二号及び第三号、第二十一条第一項第一号、第二十四条第二項、第二十七条第三号、第二项第一号、第二十九条第二項の表第二号及び第四号（同号下欄口を除く。）、第三十一条第一号、第二号及び第五号、第三十四条第一項、第四十四条第一項第二号並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項において同じ。）に設置される前のものを輸入する者

二 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備が設置された船舶を輸入する者

三 有害水バラスト処理設備を製造することを業とする者以外の者であつて有害水バラスト処理設備を製造又は改造するもの

(型式指定の申請)

第一条の二の八 型式指定を受けようとする者は、型式指定申請書（第一号の二の二様式）を国土

交通大臣に提出しなければならない。

2 型式指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該型式の有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能等及び使用方法に関する説明書

二 当該型式の有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していることを説明する書類

三 当該型式の有害水バラスト処理設備が均一性を有するものであるかどうかを確認するために行う検査（以下「均一性確認検査」という。）に係る業務組織及び均一性確認検査の実施要領を記載した書類

3 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式指定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（型式指定試験）

第一条の二の九 型式指定の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備の型式が有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式指定試験を受けなければならない。

2 國土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは

、前項の型式指定試験の全部又は一部を免除することができる。

(均一性確認検査の記録の保存)

第一条の二の十 型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備が指定を受けた型式としての性能等を有するようにならなければならない。この場合において、当該型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備に係る均一性確認検査の結果を検査の日から五年間保存しなければならない。

(型式指定書の交付)

第一条の二の十一 国土交通大臣は、型式指定をしたときは、型式指定書（第一号の二の三様式）を交付する。

(型式の変更の承認)

第一条の二の十二 型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備の型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更をしようとするときは、変更承認申請書（第一号の二の四様式）を国土交通大臣に提出し、その承認（以下「変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、当該変更が有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に大きな影響を及ぼすものであると国土交通大臣が認める場合にあつては、国土交通大臣の指示するところによるものとする。

2 変更承認申請書には、第一条の二の八第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項に規定するもののほか変更承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

4 変更承認を受けようとする者は、当該変更をしようとする事項について、第一条の二の九第一項に規定する型式指定試験に相当する試験（次項において「相当試験」という。）を受けなければならない。

5 國土交通大臣は、第二項に掲げる書類（第一条の二の八第二項第二号に係るものに限る。）の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、相当試験の全部又は一部を免除することができる。

（型式の変更等の届出）

第一条の二の十三 型式指定を受けた者（第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、國土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式指定有害水バラスト処理設備の型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 当該型式指定を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があつたとき。

三 当該型式指定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

四 当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造、輸入若しくは改造又は当該型式指定有害水バラスト処理設備が設置された船舶の輸入（以下「製造等」という。）に係る事業を廃止したとき。

五 均一性確認検査に係る業務組織又は均一性確認検査の実施要領を変更したとき。

（型式指定の失効及び取消し）

第一条の二の十四 型式指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定は、その効力を失う。ただし、効力を失う日までに製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については、この限りでない。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造等に係る事業を廃止したとき。

三 型式指定を辞退したとき。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その型式指定を取り消し、又はその他必要な処分をすることができる。この場合において、第四号に掲げる場合にあつては取消しの日までに、第五号に掲げる場合にあつては国土交通大臣が定める期間に製造等が行われた当該

型式指定有害水バラスト処理設備については取消しの効力は及ばないものとする。

一 当該型式指定有害水バラスト処理設備が、有害水バラスト処理設備技術基準の改正によつて
、これに適合しなくなつたとき。

二 当該型式指定有害水バラスト処理設備が均一性を有するものでなくなつたと認められるとき。

三 型式指定を受けた者が第一条の二の十二第一項又は前条の規定に違反したとき。

四 型式指定を受けた者が、当該型式指定有害水バラスト処理設備を引き続き相当期間製造等し
ないとき。

五 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

(公示)

第一条の二の十五 國土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を公示するものとする。

一 型式指定をしたとき。

二 変更承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式指定がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式指定を取り消し、又はその他の必要な处分をしたとき。

(有害水バラスト処理設備証明書の交付)

第一条の二の十六 型式指定を受けた者は、当該型式に係る有害水バラスト処理設備証明書を交付

する場合には、当該型式指定有害水バラスト処理設備の購入者又は譲受者に交付するものとする。

(有害水バラスト処理設備証明書の様式)

第一条の二の十七 型式指定を受けた者が交付する有害水バラスト処理設備証明書は、第一号の二の五様式によるものとする。

(経由機関)

第一条の二の十八 第一条の二、第一条の二の八、第一条の二の十二及び第一条の二の十三の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地（以下この条において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

第二条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「船舶は」を「船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は」に改め、同項を同条第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「使用する船舶」の下に「その他国土交通大臣の検査以外の方法により確實に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶」を加え、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 法第十七条の二第一項（法第十七条の六において準用する場合を含む。）に規定する設備（以

下「有害水バラストの排出防止に関する設備」という。)に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、一の国内水、領海若しくは排他的經濟水域又は公海のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数四百トン以上のものとする。

第六条第一項第一号中「以外の船舶」の下に「(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)」を加える。

第八条第十六号中「船舶間貨物油積替作業手引書」の下に「及び有害水バラスト汚染防止措置手引書」を加え、同条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては有害水バラストの排出防止に関する設備の位置を確認できるようすること。

第八条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては次に掲げる準備
イ 有害水バラストの排出防止に関する設備の内部を検査できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

ロ 配管等の位置を確認できるようすること。

ハ 附属する重要な弁及びコックを開放すること。

ニ 圧力試験の準備(初めて検査を受ける場合に限る。)

ホ 効力試験の準備

第九条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十八号の二イ、ハ及びホに掲げる準備

第九条第二項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十八号の二ホに掲げる準備
第十四条第一項中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加え、同項の表一の項中「船舶」の下に「（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）にあつては、国際航海に従事しないものを含む。）」を加え、同表二の項中「国際航海に従事する」を「前号の上欄に掲げる」に改め、同条第六項中「第一欄に掲げる船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加え、同項の表中「第一号の上欄に掲げる船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加える。

第十五条第一項第一号中「ふん尿等排出防止設備」の下に「、有害水バラストの排出防止に関する設備」を加え、同条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためによるべき措置に関する事項の変更（有害水バラスト汚染防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

第十五条第三項第二号中「第十八条第四号」を「第十八条第五号」に改め、同項第三号中「海域」の下に「（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶にあつては、湖沼等を含む。）」を、「油の排出を防止するため遵守すべき事項」の下に「、有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては、有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出（湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。）を防止するため遵守すべき事項」を加える。

第十八条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書

第二十条（見出しを含む。）中「第十九条の三十七第二項」を「第十九条の三十七第二項及び第六項」に改める。

第二十二条第二項中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を、「は、当該船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項第四号中「第十二号の四様式」を「第十二号の五様式」に改め、同号を同項第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書 国際水バラスト管理証書（第十二号の四様式）

第二十七条第二項中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加える。

第三十二条第一項中「第十条の二第二項」の下に「、法第十七条の二第二項第一号若しくは第五項」を加える。

第三十四条第一項中「第一議定書締約国」の下に「、船舶バラスト水規制管理条約締約国」を加え、同条第二項及び第三項中「第十九条の五十三第一項及び第二項」を「第十九条の五十三各項」に改める。

第四十四条第一項中「第一議定書締約国の中の政府及び日本の領事官」の下に「、船舶（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。第二号において同じ。）が船舶バラスト水規制管理条約締約国にある場合であつて第二号に掲げるおそれがあるときには、地方運輸局長、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の中の政府及び日本の領事官」

を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「海洋汚染防止設備等」の下に「（有害水バラストの排出防止に関する設備を除く。）」を、「おそれ」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 船舶に事故が発生し又は有害水バラストの排出防止に関する設備に欠陥が発見された場合における有害水バラストの排出（湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。）に係る海洋環境（湖沼等の環境を含む。）の保全に影響を及ぼすおそれ

第四十五条中第十項を第十二項とし、第六項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第十九条の五十三第一項若しくは第二項」を「第十九条の五十三各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「別表第一の五」を「別表第一の七」に、「別表第一の六」を「別表第一の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、同条第一項中「別表第一の三」を「別表第一の五」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）」を「電子情報処理組織により」に、「別表第一の四」を「別表第一の六」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

設備確認、型式指定又は変更承認を受けようとする者は、別表第一の三に定める額（行政手続

等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子処理組織を使用して（以下「）の条において「電子情報処理組織により」という。）設備確認、型式指定及び型式指定の変更の申請をする場合にあつては、別表第一の四に定める額）の手数料を納付しなければならない。

2 外国において設備確認、型式指定又は変更承認を受ける場合における設備確認、型式指定又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

別表第一 定期検査の部 ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バ ラストの 排出防止 に関する設備 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 る船舶類を含	有害水バラス トの排出防 止に る設備 を設置してい る船舶（湖沼 等において航 行の用に供す る船舟類を含	総トン数（トン） 10,000未満 10,000以上 金額（円） 19,500 23,800
----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

置手引書

む。)

有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)	総トン数(トン)	10,000未満 10,000以上
	金額(円)	12,700 14,100

別表第一種母題検査の船有害液体物質の帶出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置の概の概の次に次のものと記入。

有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している	総トン数(トン)
		10,000未満 10,000以上

設備及び 有害水バ ラス ト汚 染防止措 置手引書	る船舶（湖沼 等において航 行の用に供す る船舟類を含 む。）	金額（円）	16,900 20,100
有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい ない船舶（湖 沼等において 航行の用に供 する船舟類を 含む。）	総トン数（トン）	10,000未満 10,000以上	
	金額（円）	12,400 13,700	

同表第1表11種廿四種検査の船有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止装置
搭載申請の際の次に次のとおり記入。

有害水バ ラストの 排出防止 に関する設備 に関する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい る船舶（湖沼 等において航 行の用に供す る船舟類を含 む。）	総トン数（トン） 金額（円）	10,000未満 10,000以上
有害水バラス トの排出防 止に関する設 備を設置して ない船舶（湖 沼等において	総トン数（トン）	10,000未満 10,000以上	

航行の用に供する船舟類を含む。)	金額 (円)	12,400
船舶 1 艘當總又は當總之總額の船の當該出港の總額の次に次の如き 長水。	金額 (円)	13,700
有害水バ ラストの 排出防止 に関する設備 に關する 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	金額 (円)	12,200
有害水バラス トの排出防止		

に關する設備
を設置してい

ない船舶（湖
沼等において
航行の用に供
する船舟類を
含む。）

金額（円）

臨検回数1回につき 11,700

同標識、一船標識十片組の用十川の標識の船や水際等の黒玉板に記する船標の頭の次に次の如
く記入せよ。

有害水バ ラストの 排出防止 に関する設備 に関する 設備及び 有害水バ	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい る船舶（湖沼 等において航	総トン数（トン） 10,000未満 10,000以上
--------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	----------------------------------

ラスト汚染防止措置手引書	行の用に供する船舟類を含む。)	金額(円)
有害水バーストの排出防止に関する設備を設置してい	ない船舶(湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。)	総トン数(トン)
27,600	10,000未満	10,000以上
34,400	20,000	21,300

同帳録「漁業又は有害液体物質の排出防止に関する設備」又「有害液体物質の排出防止に関する設備」又「有害液体汚染防止緊急措置手引書」又「有害液体汚染防止緊急措置手引書」又は有害水バーストの排出防止に関する設備及び有害水バースト汚染防止措置手引書」又は水同帳録「同一規格の船又は同種の船のうちの最も良水。

有害水バ ラストの 排出防止 に関する設 備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 等において航 行の用に供す る船舶類を含 む。)	総トン数 (トン) 金額 (円)	10,000未満 10,000以上
有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい ない船舶 (湖 沼等において			

航行の用に供する船舟類を含む。)	金額(円) 12,500	金額(円) 13,900
------------------	--------------	--------------

同規則1の11項1欄に記載の船舶の液体物質の排出防止設備等及び有害液体汚染防止装置の設置の順序は次の如くである。

有害水バストの排出防止に関する設備に関する設備及び有害水バスト汚染防止措置手引書も。)	総トン数(トン) 10,000未満 10,000以上	金額(円) 16,700 19,900
---------------------------------------------	----------------------------------	---------------------------

総トン数(トン) に 関 す る 設 備 を 設 置 し て い な い 船 舶 (湖 沼等にお いて航 行の用に供 する船舟類を 含む。)	10,000未満	10,000以上
	12,200	13,600
有害水バ ラストの 排出防止 に関する 設備及び 有害水バ	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい る船舶(湖沼 等において航	総トン数(トン) 10,000未満 10,000以上

同様に、(二)欄に記載の液体物質の排出に際する設備等及び有害液体汚染防出
器具の欄の次に次のとおり記載する。

ラスト汚 染防止措 置手引書	行の用に供す る船舟類を含 む。)	金額(円)	15,400
有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい ない船舶(湖 沼等において 航行の用に供 する船舟類を 含む。)	総トン数(トン) 10,000未満	10,000以上	17,600
	金額(円) 12,200	13,600	

同規則の「塩基性又は塩酸航行禁制の船及び該等の禁止の項の次に次の如
きの如く。

有害水バ ラストの 排出防止	有害水バラス トの排出防止
----------------------	------------------

排出防止 に関する設備 を設置してい る船舶（湖沼 等において航 行の用に供す ラスト汚 染防止措 置手引書	有害水バ ラス トの排出防 止 に関する設備 を設置してい ない船舶（湖 沼等において 航行の用に供 する船舶類を も。）	金額（円）	臨検回数1回につき 12,000
		金額（円）	臨検回数1回につき 11,500

含む。)

品種銀一〇一一類銀十六銀の用十二の銀類の船の総数に該備の項の次に次の如
へと見べ。

有害水バ ラストの 排出防止 に関する設備 及び 設備及び 有害水バ ラスト汚 染防止措 置手引書	有害水バラス トの排出防止 に関する設備 を設置してい る船舶（湖沼 等において航 行の用に供す る船舶類を含 む。）	総トン数（トン） 金額（円）	10,000未満 10,000以上 34,200	10,000未満 10,000以上
------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	--------------------------------	----------------------

ない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	金額（円）	19,800	21,100
------------------------------	-------	--------	--------

同様録1の11種類の母「又は有害液体物質の排出防止に関する設備」や「有害液体物質の排出防止に関する設備」と、「有害液体汚染防止緊急措置手引書」や「有害液体汚染防止緊急措置手引書又は有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書」を意味す。
同様録1の12種類の母「同様録1の11種類の母や同様録1の用法による同様録1の用法による同様録1の12種類の母」、同様録1の11の次に次の11種を意味す。

別表第一の三（第四十五条関係）

法第十七条の二第二項 第一号（法第十七条の六において準用する場合を含む。以下この表	金額（円）	740,400
----------------------------------------------	-------	---------

及び別表第一の四において同じ。) の確認

法第十七条の二第二項

第一号の確認に相当する法第十七条の二第三項(法第十七条の六において準用する場合を含む。別表第一の四において同じ。) の確認

金額(円)

740,400

法第十七条の七第一項
の型式指定

金額(円)

935,600

第一条の二の八の承認

金額(円)

189,900

別表第一の四(第四十五条関係)

法第十七条の二第二項 第一号の確認	金額(円)	740,200
法第十七条の二第二項		

第一号の確認に相当する法第十七条の二第三項の確認に相当する確認	金額（円）	740,200
法第十七条の七第一項の型式指定	金額（円）	935,400
第一条の二の八の承認	金額（円）	189,700

第一号の三様式を第一号の二の六様式とし、第一号の二の四様式を第一号の二の五様式とし、第一号の二の三様式を第一号の二の四様式とし、第一号の二の二様式を第一号の二の二様式とし、第一号様式を第一号の三様式とし、第一号の二様式の前に、次の六様式を加へる。



第一号様式（第一条の二関係）

設 備 確 認 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする設備確認の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号に規定する確認 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認
設備確認を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
有害水バラスト処理設備の製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
設備確認を受けようとする時期	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の二様式（第一条の二の三関係）

第 号

設 備 確 認 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号（法第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認を含む。）の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について設備確認をする。

記

1 有害水バラスト処理設備の名称及び型式

2 有害水バラスト処理設備の製造者の氏名又は名称

3 製造番号

4 備考

年 月 日

国土交通大臣

印

第一号の二の二様式（第一条の二の八関係）

型式指定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の2の8第1項の規定により、次のとおり申請します。

型式指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
有害水バラスト処理設備の製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
型式指定を受けようとする時期	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の二の三様式（第一条の二の十一関係）

第 号

型 式 指 定 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第1項の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について型式指定をする。

記

1 有害水バラスト処理設備の名称

2 有害水バラスト処理設備の型式

3 備考

年 月 日

国土交通大臣

印

第一号の二の四様式（第一条の二の十二関係）

変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第1項の型式指定を受けた有害水バラスト処理設備について、変更をしたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の2の12第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更をしようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
変更をしようとする事項	
変更をしようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の二の五様式（第一条の二の十七関係）

第 号

有害水バラスト処理設備証明書

殿

下記の有害水バラスト処理設備は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第1項の規定に基づき、型式指定されているものであることを証明する。

記

1 名称及び型式

2 型式指定された日

3 製造番号

4 備考

年 月 日

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

「 録十 | 録廿」

「 区 分」

油の排出防止に関する設備等及び油濁防
止緊急措置手引書

有害液体物質の排出防止に関する設備等
及び有害液体汚染防止緊急措置手引書

ふん尿等の排出防止に関する設備

大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物
質放出防止措置手引書

区

分

「 」

油の排出防止に関する設備等及び油濁防 止緊急措置手引書
有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
ふん尿等の排出防止に関する設備
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物 質放出防止措置手引書

質放出防止措置手引書

第十一条の図式を第十一号の五種式、第十一条の三種式の次に次の二種式を加える。

- (v) 有害水バーストの排出防止に関する設備に関する記録
(a) 有害水バーストの排出防止に関する設備の要目

(b) (a) の変更の記録

第十一条の図式を第十一号の五種式、第十一条の三種式の次に次の二種式を加える。



第十二号の四様式（第二十六条関係）

番号 第 号
Certificate No.....

国際水バラスト管理証書
INTERNATIONAL BALLAST WATER MANAGEMENT CERTIFICATE

公の印章

日本国
JAPAN

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(以下「条約」という。)の規定に基づいて、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

建造日

Date of Construction

水バラスト容積 (立方メートル)

Ballast Water Capacity (in cubic metres)

水バラスト管理に用いる方法の詳細

Details of Ballast Water Management Method(s) Used

水バラスト管理に用いる方法

Method of Ballast Water Management used

設置日 (該当する場合)

Date Installed (if applicable)

製造者名 (該当する場合)

Name of manufacture (if applicable)

この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、

The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is/are:

D-1規則に従う。

in accordance with regulation D-1

D-2規則に従う。

in accordance with regulation D-2

(記述)
(describe)

この船舶は、D-4規則に従う。

the ship is subject to regulation D-4

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1. この船舶が、条約附属書E-1規則の規定により検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation E-1 of the Annex to the Convention; and

2. 検査の結果、この船舶の水バラスト管理が条約附属書の規定に適合していること。

That the survey shows that Ballast Water Management on the ship complies with the Annex to the Convention.

この証書は、条約附属書E-1規則の規定による検査が行われることを条件として _____ まで効力を有する。
This certificate is valid until _____ subject to surveys in accordance with regulation E-1 of the Annex to the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日 _____
Completion date of the survey on which this certificate is based: _____
において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at _____
(Place of issue of certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEY(S)

条約附属書E-1規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation E-1 of the Annex to the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

年次検査

Annual survey:

場所

Place:

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 勿 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

Annual survey/Intermediate survey:

場所

Place:

日付

Date:

地 方 運 輪 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 勿 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 勿 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 勉 所 長
沖 縄 総 合 事 勉 局 長
運 輪 事 勉 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

Annual survey/Intermediate survey:

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印)

年次検査

Annual survey:

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 球 部 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 球 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印)

条約附属書E-5規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE WITH REGULATION E-5.8.3

条約附属書E-5規則8.3の規定に基づく年次検査／中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation E-5.8.3 of the Annex to the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地 方 運 輪 局 長
運 輪 監 球 部 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 监 球 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印)

条約附属書E-5規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5
YEARS WHERE REGULATION E-5.3 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書E-5規則3の規定に従つてまで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention and this Certificate shall, in accordance with regulation E-5.3 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until -----

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

更新検査が完了し、条約附属書E-5規則4の規定を適用する場合における裏書
ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED AND

REGULATION E-5.4 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約附属書E-5規則4の規定に従つて
まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation E-5.4 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until _____

場所

Place: _____

日付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E-5規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するま
での期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE

REGULATION E-5.5 OR E-5.6 APPLIES

この証書は、条約附属書E-5規則5又は6の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with regulation E-5.5 or E-5.6 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until _____

場所

Place: _____

日付

Date: _____

地 方 運 輪 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E-5規則8の規定を適用する場合における検査基準日を
繰り上げるための裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE

REGULATION E-5.8 APPLIES

条約附属書E-5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____ とする。

In accordance with regulation E-5.8 of the Annex to the Convention the new Anniversary date is _____

場所

Place: _____

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 總 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E-5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、 とする。

In accordance with regulation E-5.8 of the Annex to the Convention the new Anniversary date is

場所

Place:

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 總 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第四条から第二十六条まで及び附則第十八条の規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十七年一月一日）から施行する。

（改正令附則第三条第一号の表第一号下欄イ及び同表第二号下欄イの国土交通省令で定める方法）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第三条第一号の表第一号下欄イ及び同表第二号下欄イの国土交通省令で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- 一 水バラストタンク（船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼等をいう。）において航行の用に供する船舟類を含む。以下同じ。）設置されたタンクであつて、水バラストの積載のためのものをいう。次号において同じ。）に積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法
- 二 水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法

三 前二号に類するものとして国土交通大臣が認める方法

(改正令附則第三条第一号の表第一号下欄口の国土交通省令で定める方法)

第三条 改正令附則第三条第一号の表第一号下欄口の国土交通省令で定める方法は、できる限り全ての国の領海の基線（改正令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側二百海里以遠の水域において行う方法とする。

(相当技術基準)

第四条 改正法附則第三条第一項の国土交通省令で定める改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条の二第二項第一号（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）の技術上の基準に相当する基準（以下「相当技術基準」という。）は、次のとおりとする。

- 一 船舶内の有害水バラストの処理のための十分な能力を有するものであること。
- 二 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものであること。
- 三 船舶の航行中における動搖、振動等によりその性能に支障を生じないものであること。
- 四 作動を自動的に制御するものであること。

五 作動状態を記録することができ、かつ、当該記録に係る日時が明らかになる記録装置を備えていること。

六 故障その他の異常が生じた場合において、可視可聴の警報を発するものであること。

(相当指定)

第五条 改正法附則第三条第一項に規定する相当指定（以下「相当指定」という。）は、有害水バласт処理設備の型式ごとに行う。

(相当指定等の申請)

第六条 相当指定等（改正法附則第三条第一項に規定する相当確認（以下「相当確認」という。）及び相当指定をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、相当指定等申請書（附則第一号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 相当確認に係る相当指定等申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書

二 当該有害水バラスト処理設備が相当技術基準に適合していることを説明する書類

3 相当指定に係る相当指定等申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該型式の有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能等及び使用

方法に関する説明書

二 当該型式の有害水バラスト処理設備が相当技術基準に適合していることを説明する書類

三 当該型式の有害水バラスト処理設備が均一性を有するものであるかどうかを確認するために行う検査（以下この項及び附則第八条において「相当均一性確認検査」という。）に係る業務組織及び相当均一性確認検査の実施要領を記載した書面

4 国土交通大臣は、前二項に規定するもののほか、相当指定等のため必要な書類の提出を求め、又はこれらの項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（相当指定等試験）

第七条 相当確認の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備が相当技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う相当指定等試験を受けなければならない。

2 相当指定の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備の型式が相当技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う相当指定等試験を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項第二号又は同条第三項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前二項の相当指定等試験の全部又は一部を免除することができる。

(相当均一性確認検査の記録の保存)

第八条 相当指定を受けた者は、当該型式相当指定有害水バラスト処理設備（改正法附則第三条第三項に規定する型式相当指定有害水バラスト処理設備をいう。以下同じ。）としての性能等を有するようになければならない。この場合において、当該相当指定を受けた者は、当該型式相当指定有害水バラスト処理設備に係る相当均一性確認検査の結果を検査の日から五年間保存しなければならない。

(相当確認書及び相当指定書の交付)

第九条 国土交通大臣は、相当確認をしたときは、相当確認書（附則第二号様式）を交付する。

2 國土交通大臣は、相当指定をしたときは、相当指定書（附則第三号様式）を交付する。

(型式の変更の承認)

第十条 相当指定を受けた者は、当該型式相当指定有害水バラスト処理設備の型式について、相当技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更をしようとするときは、変更承認申請書（附則第四号様式）を国土交通大臣に提出し、その承認（以下「変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、当該変更が相当技術基準に係る性能等に大きな影響を及ぼすものであると国土交通大臣が認める場合には、国土交通大臣の指示するところによるものとする。

2 變更承認申請書には、附則第六条第三項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの

のを添付しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項に規定するもののほか、変更承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

4 変更承認を受けようとする者は、当該変更をしようとする事項について、附則第七条第二項に規定する相当指定等試験に相当する試験（次項において「相当試験」という。）を受けなければならぬ。

5 國土交通大臣は、第二項に掲げる書類（附則第六条第三項第二号に係るものに限る。）の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、相当試験の全部又は一部を免除することができる。

（型式の変更等の届出）

第十一条 相当指定を受けた者（第三号に掲げる場合にあっては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあっては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合にあってはその旨を速やかに、國土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式相当指定有害水バラスト処理設備の型式について、相当技術基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 当該相当指定を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があつたとき。

三 当該相当指定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

四 当該型式相当指定有害水バラスト処理設備の製造、輸入若しくは改造又は当該型式相当指定有害水バラスト処理設備が設置された船舶の輸入（以下「製造等」という。）に係る事業を廃止したとき。

五 相当均一性確認検査に係る業務組織及び相当均一性確認検査の実施要領を変更したとき。

（相当指定の失効及び取消し）

第十二条 相当指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当指定は、その効力を失う。ただし、効力を失う日までに製造等が行われた当該型式相当指定有害水バラスト処理設備については、この限りでない。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 当該型式相当指定有害水バラスト処理設備の製造等に係る事業を廃止したとき。

三 相当指定を辞退したとき。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その相当指定を取り消し、又はその他必要な処分をすることができる。この場合において、第四号に掲げる場合にあつては、取消しの日までに、第五号に掲げる場合にあつては国土交通大臣が定める期間に製造等が行われた当該型式相当指定有害水バラスト処理設備については取消しの効力は及ばないものとする。

- 一 当該型式相当指定有害水バラスト処理設備が、相当技術基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。
- 二 当該型式相当指定有害水バラスト処理設備が均一性を有するものでなくなつたと認められるとき。

三 相当指定を受けた者が附則第十条第一項又は前条の規定に違反したとき。

四 相当指定を受けた者が、当該型式相当指定有害水バラスト処理設備を引き続き相当期間製造等しないとき。

五 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

(公示)

第十三条 國土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を公示する。

- 一 相当指定をしたとき。
- 二 変更承認をしたとき。
- 三 前条第一項の規定により相当指定がその効力を失つたとき。
- 四 前条第二項の規定により相当指定を取り消し、又はその他の必要な処分をしたとき。
(相当証明書の交付)

第十四条 相当指定を受けた者は、改正法附則第三条第四項に規定する相当証明書（以下「相当証明

書」という。)を交付する場合には、当該型式相当指定有害水バラスト処理設備の購入者又は譲受
者に交付するものとする。

2 相当証明書は、附則第五号様式によるものとする。

(改正法附則第三条第六項の国土交通省令で定める事由)
第十五条 改正法附則第三条第六項の国土交通省令で定める事由(相当確認及び相当証明書に係るものに限る。)は、有害水バラスト処理設備の相当技術基準に適合しないおそれのある改造を行つたこととする。

(経由機関)

第十六条 附則第六条、第十条及び第十二条の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する有害水バラスト処理設備の製造等を行う者の事務所又は事業所の所在地(以下この条において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。)を管轄する地方運輸局長(当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長)を経由して行うものとする。

(有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に関する相当検査の申請等)

第十七条 この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶

の設備等の検査等に関する規則（以下「検査規則」とこう。）第五条第一項、第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七条、第八条（第十六号の三及び第十八号の二に係る部分に限る。）並びに第十一条第一項の規定は、改正法附則第四条第一項の相当検査について準用する。」の場合において、検査規則第五条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」とあるのは「相当検査申請書」と、検査規則第六条第四項中「前三項」とあるのは「第一項第一号」と、検査規則第七条中「ハ」の箇」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第十七条において準用する次条及び第十一条第一項」と、検査規則第一号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」とあるのは「相当検査申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第17条の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第1項」と読み替へるものとする。

（判定技術基準）

第十八条 改正法附則第四条第一項の国土交通省令で定める新法第十七条の二第五項（新法第十七条

の六において準用する場合を含む。)に規定する技術上の基準に相当する基準は、次のとおりとする。

一 点検及び整備が容易にできる場所に設置されていること。

二 当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に係る措置が講じられていること。

3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するため必要な水バラスト採取口を設置しなければならない。

3 改正法附則第四条第二項の国土交通省令で定める新法第十七条の三第四項(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 船舶及び当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に関する事項

ロ 有害水バラスト汚染防止管理者の氏名又は職名

ハ 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためによるべき措置に関する事項

ニ 日本国又は船舶バラスト水規制管理条約締約国（新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。）の政府と有害水バラストの不適正な排出の防止について調整するための手続に関する事項

（相当証書）

第十九条 改正法附則第四条第二項の規定により交付する相当証書は、附則第六号様式によるものとする。

2 改正法附則第四条第四項の規定により交付する相当証書は、附則第七号様式によるものとする。
(有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に関する相当証書の交付申請等)

第二十条 検査規則第十九条第一項及び第二項、第二十九条（第二項の表第二号から第四号までに係る部分を除く。）、第三十条（第二項の表第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一条の規定は、改正法附則第四条第二項の相当証書について準用する。この場合において検査規則第十九条第一項中「法第十九条の四十六第二項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」と、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等

、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手帳の検査」とあるのは「押当検査」又、「検査対象船舶」とあるのは「押当検査対象船舶」又、検査規則第十九条第一項及び第11項廿「海洋汚染等防止証書交付申請書」とあるのは「押当証書交付申請書」又、検査規則第11十九条第一項及び第11項廿「海洋汚染等防止証書再交付申請書」とあるのは「押当証書再交付申請書」又、検査規則第11十九条第一項及び第11項廿「海洋汚染等防止証書等書換申請書」とあるのは「押当証書換申請書」又、検査規則第11十九条第一項廿「船舶」又、検査規則第11十九条第一項廿「船舶（運送等による輸出の用に供する船舶を除く。）」又、検査規則第11十九条第一項廿「相当証書交付申請書」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第19条第1項」又、
又、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第1項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第19条第1項」又、「検査規則第11項廿「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」とあるのは「相当証書再交付申請書」又、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」又、
又、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第1項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設

備等の検査等に関する規則第29条第1項」又「検査規則第十回表「海洋汚染等防止証書等書換申請書」又「相当証書書換申請書」又「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」又「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第1項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」又読み替へるの又。

又「検査規則第十回表「海洋汚染等防止証書等書換申請書」又「相当証書書換申請書」又「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」又「検査規則第十回表「海洋汚染等防止証書等書換申請書」又「相当証書書換申請書」又「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」又「検査規則第十回表「海洋汚染等防止証書等書換申請書」又「相当証書書換申請書」又「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項」又「検査規則第十回表「海洋汚染等

及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第2項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項」ハ「燃料積留紙十日証明書」「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」ハ「相当証書再交付申請書」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」ハ「燃料積留紙十日証明書」「海洋汚染等防止証書等書換申請書」ハ「相当証書書換申請書」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」ハ「船員類別証明書」ハ。

(燃料積留紙十日証明書ハシヤウセイハシヤウ)

繰1111 総務大臣監査課は、海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項」ハ「燃料積留紙十日証明書」「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」ハ「相当証書再交付申請書」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」ハ「燃料積留紙十日証明書」「海洋汚染等防止証書等書換申請書」ハ「相当証書書換申請書」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」ハ「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」ハ「船員類別証明書」ハ。

一 有害水バラスト処理設備の相当技術基準に適合しないおそれのある改造を行つたこと。

二 有害水バラスト汚染防止措置手引書の全部又は一部を取り替えたこと又は取り外したこと。

(手数料)

第二十二条 改正法附則第三条第八項の国土交通省令で定める額は、附則別表第一に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）相当確認又は相当指定に係る申請をする場合にあつては、附則別表第二に定める額）とする。

額

2 外国において相当指定等又は変更承認を受ける場合における相当指定等又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

3 改正法附則第四条第六項の国土交通省令で定める額は、附則別表第三に定める額（電子情報処理組織により改正法附則第四条第一項の相当検査又は同条第二項の相当証書及び同条第四項の相当証書の交付、再交付若しくは書換えに係る申請をする場合にあつては、附則別表第四に定める額）とする。

4 外国において相当検査を受ける場合における相当検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず

、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う相当検査を受ける場合は、四十八万五千二百円）を加算した額とする。

5 検査規則第四十五条第十二項の規定は、改正法附則第三条第九項（改正法附則第四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の納付について準用する。この場合において検査規則第四十五条第十二項中「前各項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二十二条第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

（相当検査に係る船級協会の登録の申請）

第二十三条 改正法附則第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 1 登録を受けようと/orする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 2 登録を受けようと/orする者が相当検査を行おうとする事業所の名称及び所在地
 - 3 登録を受けようと/orする者が相当検査の業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 登録を受けようと/orする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書

三 相当検査に用いる新法別表第二に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 相当検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 相当検査を行う者が、改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十七第一項第二号に掲げる条件に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る

書類

（帳簿の記載等）

第二十四条 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 相当検査を行つた年月日及び場所

六 相当検査を行つた事業所の名称

七 相当検査の結果

八 その他相当検査の実施状況に関する事項

2 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、相当検査の業務を行う事業所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第二十五条 船級協会は、改正法附則第四条第八項の規定による相当検査を行つた場合は、速やかに同項の規定による相当検査に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 相当検査を行つた年月日及び場所

六 相当検査を行つた事業所の名称

七 相当検査の結果

3 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、改正法附則第四条第八項の相当検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、船級協会が行つた改正法附則第四条第八項の規定による相当検査が適当でないと認める場合は、同項の規定による相当検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(船級協会の検査)

第二十六条 この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下この条において「施行規則」という。）第三十七条の五、第三十七条の六（第四項を除く。）及び第三十七条の七の規定は、改正法附則第四条第一項の船級協会が行う検査の業務に関する監督について準用する。この場合において施行規則第三十七条の五中「法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第二項」と、施行規則第三十七条の六中「法第十九条の四十六第二項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」

」と、施行規則第三十七条の七中「第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第十九条の四十六第一項の規定による登録並びに同条第二項」とあるのは「第四十七条の六、第四十七条の七、第四十七条の九及び第四十七条の十の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

（様式等に係る経過措置）

第二十七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（権限の委任）

第二十八条 改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合にあっては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）、船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）が行う。

2 前項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十

一 品質規範八十九号) 第四十七條第一項の規定により共通総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局に代えて所掌する運輸省の事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第115号) 第二項十一條第11項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」といふ。) の廃止に伴うものとせら、当該所在局を管轄する運輸支局等の職が行ふ。

附則別表第一(附則第二十二条関係)

改正法附則第三条の相当確認	金額(円)	740,400
改正法附則第三条の相当指定	金額(円)	935,600
附則第九条の承認	金額(円)	189,900

附則別表第二(附則第二十二条関係)

改正法附則第三条の相当確認	金額(円)	740,200
改正法附則第三条の相当指定	金額(円)	935,400
附則第九条の承認	金額(円)	189,700

附則別表第三(附則第二十二条関係)

改正法附則第四 条第一項の国土 交通大臣の行う	有害水バーストの 排出防止に関する 設備を設置してい	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
		金額(円)	19,500	23,800

相当検査 る船舶	有害水バラストの 排出防止に関する 設備を設置してい ない船舶	総トン数(トン)	10,000未満 10,000以上
船級協会が相当検査を行い、かつ、 船級の登録をした船舶に係る改正法 附則第四条第二項の相当証書の交付	金額(円)	12,700 14,100	
改正法附則第四条第二項の相当証書 の再交付又は書換え	金額(円)	3,800 4,400	
改正法附則第四条第四項の相当証書 の交付、再交付又は書換え	金額(円)	16,500	

附則別表第四（附則第二十二条関係）

改正法附則第四 条第一項の国土 交通大臣の行う	有害水バラストの 排出防止に関する 設備を設置してい ない船舶	総トン数(トン)	10,000未満 10,000以上
	金額(円)	19,300 23,600	

相当検査 る船舶			
有害水バラストの 排出防止に関する 設備を設置してい ない船舶	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	12,500	13,900
船級協会が相当検査を行い、かつ、 船級の登録をした船舶に係る改正法 附則第四条第二項の相当証書の交付	金額(円)	3,600	
改正法附則第四条第二項の相当証書 の再交付又は書換え	金額(円)	4,200	
改正法附則第四条第四項の相当証書 の交付、再交付又は書換え	金額(円)	16,300	

附則第一号様式（附則第六条関係）

相 当 指 定 等 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする相当確認又は相当指定の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項に規定する相当確認 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項に規定する相当指定
相当確認又は相当指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
有害水バラスト処理設備の製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表	
相当確認又は相当指定を受けようとする時期	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附則第二号様式（附則第九条関係）

第 号

相 当 確 認 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について相当確認する。

記

1 有害水バラスト処理設備の名称及び型式

2 有害水バラスト処理設備の製造者の氏名又は名称

3 製造番号

4 備考

年 月 日

国土交通大臣

印

附則第三号様式（附則第九条関係）

第 号

相 当 指 定 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について相当指定する。

記

1 有害水バラスト処理設備の名称

2 有害水バラスト処理設備の型式

3 備考

年 月 日

国土交通大臣

印

附則第四号様式（附則第十条関係）

変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項の相当指定を受けた有害水バラスト処理設備について、変更をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更をしようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
変更をしようとする事項	
変更をしようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第 号

有害水バラスト処理設備相当証明書

殿

下記の有害水バラスト処理設備は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項の規定に基づき、相当指定されているものであることを証明する。

記

1 名称及び型式

2 相当指定された日

3 製造番号

4 備考

年 月 日

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

附則第六号様式（附則第十九条関係）

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

海 洋 汚 染 等 防 止 証 書

第 号

船名			
船舶番号			
船籍港又は定係港			
船舶所有者			
用途			
総トン数			
載貨重量トン数			
最大搭載人員			
有効期間	年	月	日まで
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第4条第2項の規定により交付する。			
年 月 日	地 方 運 輸 監 理 局 長	輸 球 部 長	印
	地方運輸局運輸支局長		
	地方運輸局海事事務所長		
	運輸監理部海事事務所長		
	地方運輸局運輸支局海事事務所長		
	沖縄総合事務局長		
	運輸事務所長		
条 件			

附則第七号様式（附則第十九条関係）

番号 第 号
Certificate No.....

国際水バラスト管理証書
INTERNATIONAL BALLAST WATER MANAGEMENT CERTIFICATE



日本国
JAPAN

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(以下「条約」という。)の規定に基づいて、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

建造日

Date of Construction

水バラスト容積 (立方メートル)

Ballast Water Capacity (in cubic metres)

水バラスト管理に用いる方法の詳細

Details of Ballast Water Management Method(s) Used

水バラスト管理に用いる方法

Method of Ballast Water Management used

設置日 (該当する場合)

Date Installed (if applicable)

製造者名 (該当する場合)

Name of manufacture (if applicable)

この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、

The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is/are:

D-1規則に従う。

in accordance with regulation D-1

D-2規則に従う。

in accordance with regulation D-2

(記述)

(describe)

この船舶は、D-4規則に従う。

the ship is subject to regulation D-4

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1. この船舶が、条約附属書E-1規則の規定により検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation E-1 of the Annex to the Convention; and

2. 検査の結果、この船舶の水バラスト管理が条約附属書の規定に適合していること。

That the survey shows that Ballast Water Management on the ship complies with the Annex to the Convention.

この証書は、条約附属書E-1規則の規定による検査が行われることを条件として-----まで効力を有する。
This certificate is valid until ----- subject to surveys in accordance with regulation E-1 of the Annex to the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日-----
Completion date of the survey on which this certificate is based: -----
において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at -----
(Place of issue of certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEY(S)

条約附属書E-1規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation E-1 of the Annex to the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

年次検査

Annual survey:

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 勿 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

Annual survey / Intermediate survey:

場所

Place: -----

日付

Date: -----

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 勿 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 勿 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 勉 所 長
沖 縄 総 合 事 勉 局 長
運 輪 事 勉 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

Annual survey/Intermediate survey:

場所

Place: _____

日付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

年次検査

Annual survey:

場所

Place: _____

日付

Date: _____

地 方 運 輪 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E-5規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE WITH REGULATION E-5.8.3

条約附属書E-5規則8.3の規定に基づく年次検査／中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation E-5.8.3 of the Annex to the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

場所

Place: _____

日付

Date: _____

地 方 運 輪 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E-5規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5

YEARS WHERE REGULATION E-5.3 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約附属書E-5規則3の規定に従つてまで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention and this Certificate shall, in accordance with regulation E-5.3 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until _____

場所

Place: _____

日付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印)

更新検査が完了し、条約附属書E-5規則4の規定を適用する場合における裏書
ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED AND
REGULATION E-5.4 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書E-5規則4の規定に従つて
まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation E-5.4 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until _____

場所
Place: _____
日付
Date: _____
地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 勿 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印)

条約附属書E-5規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するま
での期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書
ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE
REGULATION E-5.5 OR E-5.6 APPLIES

この証書は、条約附属書E-5規則5又は6の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。
This Certificate shall, in accordance with regulation E-5.5 or E-5.6 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until _____

場所
Place: _____
日付
Date: _____
地 方 運 輪 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輪 局 海 事 事 勿 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 勿 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 勉 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 勿 所 長

(印)

条約附属書E-5規則8の規定を適用する場合における検査基準日を
繰り上げるための裏書
ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE
REGULATION E-5.8 APPLIES

条約附属書E-5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____ とする。
In accordance with regulation E-5.8 of the Annex to the Convention the new Anniversary date is _____

場所
Place: _____

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)

条約附屬書E-5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、 とする。

In accordance with regulation E-5.8 of the Annex to the Convention the new Anniversary date is

場所

Place:

日付

Date:

地 方 運 輸 局 長
運 輪 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輪 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 繩 総 合 事 務 局 長
運 輪 事 務 所 長

(印章)